

富山大学大学院理工学研究科修士課程インターンシップ実施要項

令和 4年 7月13日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、富山大学大学院理工学研究科修士課程（以下「本研究科」という。）の研究科共通科目におけるインターンシップの実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項に定めるインターンシップとは、本研究科の授業の一環として学生が企業又は官公庁等（以下「企業等」という。）において、実習あるいは研修形態の就業体験を行うことをいう。

(授業科目及び単位数等)

第3条 インターンシップの授業科目区分は、研究科共通科目とし、次の授業科目として実施する。

(1) 理工共同インターンシップⅠ 1単位（5日以上10日未満）

(2) 理工共同インターンシップⅡ 2単位（10日以上）

2 単位認定の対象となるインターンシップは、原則として同一の企業等による、5日以上10日未満のインターンシップとする。なお、複数の企業等において、それぞれ5日以上10日未満のインターンシップを実施した場合、合わせて「理工共同インターンシップⅡ」とみなすことができる。（単位認定されていないインターンシップに限る。）

3 富山大学が企業等と共同で実施するインターンシップについては、事前・事後学習との組合せや複数の企業等において計5日間のプログラムとする等の形態も「理工共同インターンシップⅠ」として認める。

4 非対面形式で実施されるインターンシップも単位認定の対象とする。

(実施対象)

第4条 インターンシップの実施対象年次は、全学年とする。

(履修申請)

第5条 インターンシップを履修しようとする学生は、所定の期日までにインターンシップ届出書兼履修票及びインターンシップの実施企業等が求める書類を理工系学務課に提出しなければならない。

(事前指導)

第6条 インターンシップを履修しようとする学生は、富山大学就職・キャリア支援センターが実施するマナー講習において必ず事前指導を受けるものとする。また、研究内容に関する事前指導は指導教員が行うものとする。

(保険)

第7条 インターンシップを履修する学生は、学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に必ず加入するものとする。

(報告書)

第8条 インターンシップを終了した学生は、終了後、直ちにインターンシップ報告書を理工系学務課に提出しなければならない。

(成績評価)

第9条 インターンシップの成績評価は、インターンシップの実施企業等の評価及び学生からの報告書に基づき指導教員が判定し、本研究科教務委員会において認定する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、本研究科教務委員会で協議の上、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年7月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。